

知的財産訴訟の在り方について（その１）

- いわゆる「特許裁判所」・「技術系裁判官」に関する検討 -

(1 5 ・ 4 ・ 1 5)

【知的財産戦略大綱】

実質的な「特許裁判所」機能の創出

管轄の集中化

i. 東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることとし、2003年通常国会を目途として所要の法案を提出する。（司法制度改革推進本部、法務省）

ii. 知的財産関連訴訟への総合的な対応強化の観点から、2004年末までに特許権、実用新案権等に関する訴訟事件についての高等裁判所の管轄を東京高等裁判所に集中させることも含め、高等裁判所の専門的処理体制の強化の方策について検討し、所要の措置を講ずる。（司法制度改革推進本部、法務省）

専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充

知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、裁判官以外の専門家が裁判に関与して裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度の具体的な導入方策について、知的財産関連訴訟の特徴を踏まえつつ、裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含め、2004年末までに結論を得る。（司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省）

証拠収集手続の拡充

知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、2005年度までに、知的財産関連訴訟の特性を踏まえた証拠収集手続の更なる機能強化について、証拠に関する憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密の保護を含め、総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。（司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省）

(後略)

【司法制度改革審議会意見書】

3. 知的財産権関係事件への総合的な対応強化

知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策に加え、以下の方策等を実施すべきである。

東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、専門性が強化された裁判官や技術専門家である裁判所調査官の集中的投入、専門委員制度の導入、特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化などにより、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきである。(後略)

(1) 総合的な対応強化の必要性 (略)

(2) 総合的な対応強化の具体的方策

このような取組を踏まえ、知的財産権関係事件訴訟の更なる充実・迅速化を図るため、訴訟手続に関する制度的整備と併せて、裁判所の執務体制の整備・強化、専門化した裁判官、弁護士等の人材の育成・増強など、知的財産権関係事件に関わる人的基盤の強化等を図っていかなければならない。

具体的には、知的財産権関係訴訟事件の審理期間(平成11年で23.1か月)をおおむね半減することを目標として、民事裁判の充実・迅速化に関して述べた、計画審理の推進、証拠収集手続の拡充等に加え、以下の方策等を実施すべきである。

専門性が強化された裁判官や技術専門家である裁判所調査官の集中的投入、先端的技術的分野にも対応しうる専門委員制度の導入、特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件について、上記のような知的財産権関係訴訟の現状を踏まえた、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化(ただし、これによって当事者の利益を害する特段の事情がある場合には、他の裁判所でも処理することを可能とすべきである。)などにより、東京・大阪両地方裁判所の専門部の専門的処理体制を一層強化すべきである。これによって、両地方裁判所の専門部が実質的に「特許裁判所」として機能することになる。

なお、東京・大阪両高等裁判所の専門的処理体制の強化の方策についても検討を加え、必要な措置を講じるべきである。(後略)

第2回・第3回知的財産訴訟検討会での経済界からのヒアリングの結果

事業を展開するうえで、判決の予見性は必要不可欠。製品化にあたっては、大変な労力をかけて第三者特許を調査するが、判決に予見性がなければ、第三者特許を侵害しないような安全な設計にせざるをえず、これは競争力に影響を与える。控訴審の管轄の東京高等裁判所への集中化を図り、判決の予見性の向上を目指すべき(日本経団連)。

東京地裁と大阪地裁を専属管轄化するとともに、控訴裁判所は東京高裁の専属管轄とする(日本知的財産協会)。

専門家を東京・大阪地裁及び東京高裁に配備するとともに、東京高裁のCAFC化を積極的に推進すべき。究極として、特許専門裁判所を設立すべきである(パ

第2回知的財産訴訟検討会における委員の意見

(第2回知的財産訴訟検討会・荒井寿光委員提出資料)

知財訴訟改革へ 9つの提言 特許訴訟を中心に

提言1. 知財裁判所を創設(技術系判事を大幅登用)

(現状の問題) 技術に疎く、時間がコストとの認識が薄い裁判官の存在や、複雑怪奇な無効審判・侵害訴訟手続きは反・知財立国である。独創的発明がきちんと保護され、分かりやすく、信頼できる紛争解決手続きの整備が不可欠。

1) 現行の知財裁判は信頼欠いている。(中略)

2) 司法判断のバラツキは経済活動の大きな阻害要因である。(中略)

具体的提案

1. 日本はアジアで第4番目の知財裁判所を目指し、1審、2審における知財専門の裁判所を創設する。(無効審判手続きは知財裁判所に吸収)(後略)

民間研究団体・知的財産国家戦略フォーラムの意見(荒井委員「知財立国へアクセラを踏もう」(法律のひろば2003年2月号)同趣旨)

日本経済が引き続き国際競争力を維持するため、知的財産の創造・保護・活用が重要であり、2002年臨時国会で成立した知的財産基本法でもこのことは明記された。

知財権の侵害を許さず、権利者の泣き寝入りを放置しない

何が違法かを早く決めて、企業活動を妨害しない

裁判官は最先端技術を理解できるのか、との不安を与えない

知財立国の最後のよりどころは裁判所にあり、上記の「3つのない」状態をより確実なものとするためには、知財裁判への信頼性を一層高め、より迅速な統一ルール設定に向け、知財高等裁判所の早急な創設が必要である。

創設のメリットは

全国の高裁でバラバラの司法判断を早期に統一できる(全判事参加の大法廷制度を導入)

最先端技術紛争の判決の信頼性を一層高める(技術系判事を導入)

「知財立国日本」を世界に宣言する(技術開発と投資を日本に呼び込む)

創設による追加負担費用はほとんどない。知財高裁長官ポスト新設に伴う人件費(約3200万円)が主なものであり、創設による経済効果を考えればきわめて小さい経費であろう。

【提案する知財高等裁判所及び関連制度の整備・改革の概要】

1. 知財高等裁判所は憲法第76条第2項が禁止する最高裁から独立した特別裁判

所ではなく，同条第1項が認める最高裁に上告できる下級裁判所として設置する。
2 . 知財に関する司法判断を統一するため，大法廷制度を導入する。（後略）

検討すべき主な論点

1 いわゆる「特許裁判所」（「知的財産裁判所」）について

いわゆる「特許裁判所」の創設により期待される効果は何か。提唱されている「特許裁判所」は，民事訴訟法改正により専属管轄化される第一審の東京，大阪両地裁，第二審の東京高裁について，どのような点を補うものなのか。その必要性はどうか。

いわゆる「特許裁判所」については，どのような内容のものが想定できるか。

2 いわゆる「技術系裁判官」（「技術裁判官」）について

裁判官の専門的知見の具備はどうあるべきか。

いわゆる「技術系裁判官」に求められる役割はどういうものか。その導入の必要性はどういうものか。

いわゆる「技術系裁判官」はどのようなものか，その位置付け，求められる素養及びその給源等についてはどう考えるか。

いわゆる「技術系裁判官」をめぐる問題点はどのようなものか。

（注）以下，提案に係る呼称の多数の例に従い，いわゆる「特許裁判所」・「技術系裁判官」の呼称で統一するが，それらの呼称の法制的な整理については，十分な検討を要する。

本資料で「いわゆる「技術系裁判官」という場合は，21頁の3（4）にいられているものを包括的に指すものであって，ある特定のものを指すものではなく（ただし，引用部分を除く。），憲法上の「裁判官」に該当するか否かはその実質的な内容によることとなる。

いわゆる「特許裁判所」について

1 現行法

(1) 裁判所の構成 - 最高裁判所及び高等・地方・家庭・簡易裁判所

憲法は、最高裁判所の設置については直接規定したが、下級裁判所については、いかなる種類の裁判所を設けるべきか、いかなる名称を付すべきか等、すべて法律の定めるところにゆだねた。高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所は、裁判所法制定当初から設けられたものであるが、家庭裁判所は、昭和23年法律第260号による改正により、従来の地方裁判所支部たる家事審判所と少年審判所とが統合されて、設けられることになった。

憲法第76条（司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立）

- 1 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- 2 特別裁判所は、これを設置することはできない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- 3（略）

裁判所法第2条（下級裁判所）

- 1 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。
- 2 下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

この憲法第76条第2項が禁止する「特別裁判所」とは、一般的に司法権を行なう通常裁判所（同条1項の「最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所」）の系列外にあって、特別の身分に属する者や特別の種類的事件について、独立した裁判権を持つ裁判所を意味するとされ、具体的には、戦前の皇室裁判所や軍法会議などである（樋口・佐藤・中村・浦部「注釈日本国憲法下巻」1141頁）。

この趣旨は、特別の身分を有する人間に関してのみ管轄権を有する特別裁判所を設けることは、法の下での平等の原理に反し、最高裁判所を頂点とする組織体系から独立な特別裁判所を設けることは、裁判所による法の解釈の統一の目的からいってきわめて不便であり、ことに裁判所に法律審査権を認める以上は、すくなくとも憲法の解釈は、最高裁判所により統一されることがのぞましいためと説明されたり（宮沢・芦部「全訂日本国憲法」603頁）、法の下での平等と裁判を受ける権利の保障の徹底をはかり、司法権の統合的行使を通じて法の秩序ある解釈運用を図る趣旨であると説明されている（佐藤幸治「新版憲法」279頁）。

そのため、特定の性質の事件に関してのみ裁判権を有する裁判所であっても、それが通常裁判所の組織系列に属するかぎり（裁判官の任命、上訴などの面で）、憲法上可能と解される（同書279頁）。

(2) 知的財産関連訴訟の管轄

ア) 平成 8 年の民事訴訟法改正

通常の民事事件の裁判の管轄は、普通裁判籍によるのが原則であるが（「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。」民事訴訟法第 4 条第 1 項，その他同条第 2 項ないし第 6 項，第 5 条各号），特許権，實用新案権，回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えに関する知的財産関連訴訟については，その専門技術性にかんがみ，この種の事件の数が多く，これらの審理のノウハウを有している東京及び大阪の両地方裁判所にできる限り事件を集中することによって，充実した審理が迅速にされることを目的として，平成 8 年の民事訴訟法改正において，東京地方裁判所及び大阪地方裁判所においても，競合管轄が認められた。

民事訴訟法第 6 条（特許権等に関する訴えの管轄）

特許権，實用新案権，回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについて，前二条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には，それぞれ当該各号に定める裁判所にも，その訴えを提起することができる。

一 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

イ) 平成 8 年の民事訴訟法改正以前

この平成 8 年の民事訴訟法改正前においては，この関係の事件数は，東京地方裁判所，大阪地方裁判所等を除くと著しく少ないため，これらの裁判所で専門的にこの種の訴訟を担当している裁判官を除くと，その特殊性に見合った適切な訴訟の進行を図るためのノウハウを取得することが困難であり，このような状況の下で，この種の事件の平均審理期間は，訴訟事件全般のそれよりも相当に長期となっていたと言われている。

ウ) 競合管轄とした趣旨

東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の管轄について，専属管轄とせず競合管轄としたのは，専属管轄とすると旧法上は訴えを提起することが可能な裁判所で，原告にとってより便宜なものへの訴え提起の途を閉ざすことになるという問題が生じることを避けるためであると説明されている。

ただし，全国のどの裁判所が管轄権を有する場合であっても東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも訴えを提起することができるようにするのは，被告の立場を考えると広すぎるので，名古屋高等裁判所の管轄区域以東の地方裁判所

に管轄権がある場合には東京地方裁判所に、大阪高等裁判所の管轄区域以西の地方裁判所に管轄権がある場合には大阪地方裁判所に訴えを提起することができるようにしたと説明されている（法務省民事局参事官室編「一問一答新民事訴訟法」31頁以下）。

エ) 平成8年の民事訴訟法改正の効果

今次の民事訴訟法の改正にかかる法務省民事局参事官室中間試案補足説明によると、次のとおり大きな効果を挙げている。

「東京及び大阪の両地方裁判所は、従来から、それぞれ専門部を設け、この種の事件の審理のノウハウに精通した裁判官、技術専門家である裁判所調査官を配置して、専門的処理体制を整備、拡充してきており（平成14年4月現在、東京地方裁判所は、知的財産権関係事件の審理を担当する専門部を三つ有し、15人の裁判官、7人の裁判所調査官を配置し、大阪地方裁判所は、一つの専門部を有し、5人の裁判官、大阪高等裁判所と合わせて3人の裁判所調査官を配置している。）、新民事訴訟法制定後のこの種の訴えの大半は両地方裁判所へ提起されるようになってきている（平成13年において、全地方裁判所に提起された特許権関係事件のうちの85.0パーセント、実用新案権関係事件のうちの88.2パーセント、これらの事件を含む知的財産権関係事件全体のうちの72.6パーセントが東京又は大阪の両地方裁判所に提起されている。そしてこのような専門的処理体制の整備、事件の集中等により、知的財産権関係事件の地方裁判所における第一審の平均審理期間は、平成5年には31.9か月であったものが、平成13年には18.3か月にまで短縮されている。」

また、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に限ってみると、未済事件の平均審理期間は、平成10年にそれぞれ22.8月及び19.9月あったものが、平成13年にはそれぞれ15.0月及び18.5月と短縮されて、この改正の効果が見られている（第3回知的財産訴訟検討会最高裁プレゼン資料5-7）。

2 指摘されている問題点（産業界の意見）

これに対しては、次のように様々な意見が出されているが、これをまとめると、「判決の予見可能性の向上のため、控訴審の管轄の東京高等裁判所への集中化を図るべきである。」

というものであると思われる。

事業を展開するうえで、判決の予見性は必要不可欠。製品化にあたっては、大変な労力をかけて第三者特許を調査するが、判決に予見性がなければ、第三者特許を侵害しないような安全な設計にせざるをえず、これは競争力に影響を与える控訴審の管轄の東京高等裁判所への集中化を図り、判決の予見性の向上を目指すべき（第2回知的財産訴訟検討会・日本経団連）。

東京地裁と大阪地裁を専属管轄するとともに、控訴裁判所は東京高裁の専属管轄とする

(第2回知的財産訴訟検討会・日本知的財産協会)

専門家を東京・大阪地裁及び東京高裁に配備するとともに、東京高裁のC A F C化を積極的に推進すべき。究極として、特許専門裁判所を設立すべきである(第2回知的財産訴訟検討会・バイオインダストリー協会)。

ここが私ども産業界にとっては非常に大事だと思っているのですが、控訴審における専門性の確保と、それからアメリカのC A F Cと同様の判決の統一 - - 統一という言葉が正しいかどうか分かりませんが、要は予見性が高まる、予測可能性の高い判決をずっと出していただきたいということなのですが、そういう観点から知的財産全般に関する訴訟事件の控訴審を東京高等裁判所の専属管轄としていただきたい(法制審民訴・人訴部会における参考人発言)

(注)連邦巡回控訴裁判所(C A F C, Court of Appeals for the Federal Circuit)について

「従来、特許の侵害、有効性をめぐる事件は、米国50州を10の巡回地区に分けた高等裁判所により、それぞれの判例傾向が展開された。しかも本来、判例体系を統合すべき最高裁判所による審査件数の極端な不足のため、巡回地区により、判例傾向は大きく混乱した。その結果、関係者は自己に有利な地区を求め互いに争うという事態が深刻化した。この傾向を、フォーラム・ショッピング(Forum Shopping)という。1982年、議会は、フォーラム・ショッピングの悪癖を解消するため、特許事件を専属的に統括するため、従来の権限の限られていた関税特許控訴裁判所(Court of Customs and Patent Appeals)に代わる強力な特許高等裁判所を開設した。これが、連邦巡回控訴裁判所(通常C A F Cと略称される)である。」(ヘンリー幸田「米国特許法逐条解説」改訂版124頁)

「統計から明らかなおりの時代、(中略)特許の平均無効化率は60%を超える高率である。さらに最高裁による指導的判決例の不足の故、各高裁(巡回裁判所地区)間における無効化率は、なんと40%(第八地区)から80%(第七地区)まで異常な偏向がうかがわれるのである。これは特許要件(主として非自明性)の適用基準が依然として不安定であることをあらわすものにほかならない。その結果、訴訟当事者は自己に有利な裁判所を求めて提訴することが慣行とされるに至った。この慣行はフォーラム・ショッピング(Forum Shopping)と呼ばれ、訴訟初期の段階における重要なテクニックの一つと見られたものである。」(同書60頁)

3 知的財産関連訴訟の管轄に関する法改正の動き - 今国会に提出予定

(1) 法制審議会答申・民事訴訟法改正要綱 - 知的財産関連訴訟の管轄の特例等

ア) 特許権等に関する訴えの専属管轄化

平成15年2月5日に法制審議会より答申された民事訴訟法改正要綱(「民事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱」)は、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えの管轄

について、第一審の管轄裁判所は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄とし、控訴審の管轄裁判所は、東京高等裁判所の専属管轄としている。

1 特許権等に関する訴え等の管轄等

(一) 第一審の管轄裁判所等

(1) 特許権，実用新案権，回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）は，第四条及び第五条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には，それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属するものとする。

一 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

(2) 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所のうち，(1)によれば管轄権を有しない裁判所であっても，当事者の書面による合意がある場合には，管轄権を有するものとする。

(3) 特許権等に関する訴えに係る訴訟については，第一審裁判所は，当該訴えに係る技術的な専門性の有無その他の事情を考慮して，著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは，申立てにより又は職権で，訴訟の全部又は一部を，第四条，第五条若しくは第十一条の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所又は第十九条第一項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所に移送することができるものとする。

(4) (1)の各号に定める裁判所においては，特許権等に関する訴えに係る事件について，五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体であることができるものとする。

(二) 控訴審の管轄裁判所等

(1) 大阪地方裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は，東京高等裁判所の管轄に専属するものとする。

(2) (1)の控訴に係る控訴裁判所は，当該控訴に係る技術的な専門性の有無その他の事情を考慮して，著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは，申立てにより又は職権で，訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に移送することができるものとする。

(3) (一)(1)の各号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴が提起された控訴裁判所においては，当該控訴に係る事件について，五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体であることができるものとする。

(三) 保全事件の管轄裁判所

特許権等に関する訴えに係る保全事件については，本案の管轄裁判所のみが管轄権を有するものとする。

イ) 意匠権等に関する訴えの競合管轄化

さらに同民事訴訟法改正要綱では、意匠権、商標権等の管轄については、これまでの特許権等の訴えの管轄と同様に、第一審の管轄裁判所は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の競合管轄とされた。

2 意匠権等に関する訴えの管轄

意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができるものとする。

- 一 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所
- 二 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 大阪地方裁判所

(2) この改正についての考え方

ア) 東京・大阪両地裁への専属管轄化

法務省民事局参事官室中間試案補足説明によると、知的財産関連訴訟への対応強化の観点から、現行法の競合管轄の制度を更に進めて、特許権等に関する訴えの管轄を東京及び大阪の両地方裁判所に専属させ、両地方裁判所の専門的処理体制を一層強化することによって、両地方裁判所の専門部を実質的に第一審の「特許裁判所」として機能させることを図るものであると説明されている。

特許権等に関する訴えの管轄を東京及び大阪の両地方裁判所に専属させるものとしているここでは現行法6条と同じく場所の近接性、当事者の利便を考慮して、法4条及び5条の管轄規定により東京高等裁判所等の管轄区域内に所在する地方裁判所に管轄権が認められる事件、いわゆる東日本の事件については東京地方裁判所に、前記管轄規定により大阪高等裁判所等の管轄区域内に所在する地方裁判所に管轄権が認められる事件、いわゆる西日本の事件については大阪地方裁判所に、それぞれ専属管轄を認めるものとしている。

さらに、同補足説明によると、移送の特例については、次のように、審理において専門技術的要素を含まない事件については、東京又は大阪の両地方裁判所の専門的処理体制のもとで審理をする必要性が必ずしも高くないし、当事者の利益を考慮する必要があると説明されている。

東京及び大阪の両地方裁判所への専属管轄化を図るとしても、その例外として、他の地方裁判所で審理をすることが相当と思われる事件も存在する。例えば、特許権等に関する訴訟でも、ライセンス料の請求事件等において特許の有効性や実施等について争いがなく、ライセンス契約の成否、解釈等が争われているにすぎないような場合は、その審理において専門技術的な要素を含まないことから、東京又は大阪の両地方裁判所の専門的処理体制

のもとで審理をする必要性は必ずしも高くないと考えられる。また、例えば、地域性のある特殊な専門技術の内容が争点となり、かつ、その技術の専門家も特定の地域に偏在している場合も、同様に考えられる。(中略)このようなことから、東京又は大阪の両地方裁判所以外での審理を可能にするために、いったん両地方裁判所で事件を受理した上で、受訴裁判所の判断により、他の地方裁判所に移送する制度を設けることとするものである。これは、当該事件において専門技術性を有する争点が存するか否かの判断は、専門的処理体制が整っている東京又は大阪の両地方裁判所において判断することが相当であるとの考え方に立つものである。

イ) 東京高裁への専属管轄化

控訴審の管轄裁判所を東京高等裁判所の専属管轄とすることで特許事件等の処理は東京高等裁判所に一元的に集約され、これにより同高等裁判所の専門部が実質的に控訴審の「特許裁判所」として機能することになるものと期待されている。

ウ) 5人合議制の導入

特許権等に関する訴えについては、地裁・高裁のいずれにおいても、事件の内容に応じて5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることが可能となったことにより、事実上、地裁・高裁レベルでの判断の統一も期待できると考えられる。

4 類似の制度として指摘される家庭裁判所の設立の経緯等

(1) 家庭裁判所の権限等

家庭裁判所は、昭和23年12月21日法律第260号による裁判所法の一部改正により規定され、昭和24年1月1日から発足し、家事審判法で定める家庭に関する事件、少年法で定める少年の保護事件等についての審判等を行う権限を有する。

裁判所法31条の3(裁判権その他の権限)

家庭裁判所は、左の権限を有する。

- 一 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
- 二 少年法で定める少年の保護事件の審判
- 三 少年法第37条第1項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

この家庭裁判所が憲法第76条第2項にいう特別裁判所に当たるかという点については、「憲法第76条第2項にいわゆる特別裁判所は、最高裁判所を頂点とする通常の裁判所の組織体系外に設けられる裁判所をいうものと解すべきであるが、家庭裁判所は、審級的にも、司法行政上も右の組織体系内にあり、憲法上に

定める下級裁判所裁判官で構成されている通常の下級裁判所である。」(昭和31年5月30日最高裁大法廷判決(刑集10巻5号758頁)とされている。

(2) 家庭裁判所の設立の経緯

この家庭裁判所が設立されるに至った経緯については、大正12年1月1日に少年に対する保護処分の手続を行う機関として発足した少年審判所と、家事審判法(昭和22年12月6日法律第152号)に基づいて家庭に関する事件について審判又は調停を行うための機関で地方裁判所の支部として発足することとなった家事審判所とが、少年の健全な育成、保護と家庭の平和や健全な親族共同生活の維持との間には密接な関係があるとの観点から、家事事件と少年事件とを総合的に運営、処理する必要があるとされたことから、これらを統合して設置されたと説明されている。少年については、古く第一次世界大戦後の経済事情の変動と世相の変化に伴い、年少者による犯罪が激増するにいたったので、その対策として設置されたものである。家事については、戦後、日本国憲法の制定に伴い、家庭生活等に関してこれに掲げる理念を民法の規定の上にあらわすため、その親族編及び相続編の規定を全面的に改正する必要が生じたため、親族相続に関する事件を適切に処理するために家事審判制度を設けることとされた。

国会でも、「新憲法のもとにおいては、その人権尊重の精神と、裁判所の特殊なる地位に鑑み、事由を拘束するような強制的処分は、原則として裁判所でなくてはこれをおこなうことができないものと解すべきでありまして、行政官庁たる少年審判所が、矯正院送致その他の強制的処分を行うことは、憲法の精神に違反するものといわなければなりません。従って少年審判所を裁判所に改め、これを最高裁判所を頂点とする裁判所組織の中に組み入れるのは当然のことでありまして、このことは法務庁設置法制定の際、政府の方針としてすでに確定しておるところであります。なお、当時は少年裁判所の設置を予定していたのでありますが、その後種々研究をいたし、また関係方面の意向をも参酌して、これを現在の家事審判所と併せて、家庭裁判所とすることにいたしましたのであります。これは少年の犯罪、不良化が、家庭的原因に由来すること多く、少年事件と家事事件との間に密接な関連が存することを考慮したためであります。」と説明されている(昭和23年6月16日佐藤政府委員による少年法改正法案の提案理由、家裁月報11巻1号17頁)

5 検討

(1) 検討の方向性

いわゆる「特許裁判所」の創設により期待される効果は何か。提唱されているいわゆる「特許裁判所」は、民事訴訟法改正により専属管轄化される第一審の東京・大阪両地裁、第二審の東京高裁について、どのよ

うな点を補うものなのか。その必要性はどうか。

いわゆる「特許裁判所」については、どのような内容のものが想定できるか。

(2) いわゆる「特許裁判所」の検討

ア) 民事訴訟法の改正における実質的な「特許裁判所」機能の創出といわゆる「特許裁判所」の必要性

改革審意見書では、前記のとおり、知的財産関連訴訟の審理期間をおおむね半減することを目標とし、裁判所の専門的な処理体制の強化を目的として、実質的な「特許裁判所」機能の創出が提案された。

これを受けて、知的財産戦略大綱において、「管轄の集中化」として、「東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化等を図る」こととされ、前記のとおり、・東京地裁・大阪地裁への専属管轄化、・東京高裁への専属管轄化、・5人合議制度の導入を内容とする今回の民事訴訟法の改正の法制審答申に至ったものである。

そこで、次の点について検討する必要があると思われる。

いわゆる「特許裁判所」の創設には、どのような効果が期待されているのか。この点、判決の予見可能性の向上のため、控訴審の管轄の東京高等裁判所への集中化を図るべきであるとの指摘が産業界からされていること、今回の民事訴訟法改正との関係等をどのように考えるか。

今回の民事訴訟法等の一部を改正する法律案により、第一審の東京地方裁判所、大阪地方裁判所への専属管轄化及び第二審の東京高等裁判所への専属管轄化によって実現される実質的な「特許裁判所」機能の創出が、どのように行われ、実際にどのような効果をもたらすのか等を検証する必要はないか。この点、荒井委員からは、「全国の高裁でバラバラの司法判断を早期に統一できる（全判事参加の大法廷制度を導入）」、「知財立国日本」を世界に宣言する（技術開発と投資を日本に呼び込む）」とのメリットがあるとの指摘がされていることをどのように考えるか。

イ) いわゆる「特許裁判所」の内容

） いわゆる「特許裁判所」はどのような事件・訴訟を扱うか。

前記のように、今回の民事訴訟法の改正では、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え(以下「特許権等に関する訴え」という。)については、一審を東京地裁及び大

阪地裁，控訴審を東京高裁の専属管轄化としてする一方で，意匠権，商標権，著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。），出版権，著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについては，一審を東京地裁及び大阪地裁の競合管轄としているに留まる。

そこで，次の点について検討する必要があると思われる。

これらの違いについてどう考えるべきか。

これらの違いが専門技術性の程度，専属管轄化すべきニーズの強さ等によって生じたものであるとすると，「特許裁判所」においてどのような事件を扱うというニーズがあるのか。

具体的には，いわゆる「特許裁判所」の審級を，後記（a）又は（b）のとおり第一審又はその第二審とした場合，侵害訴訟やその他の民事訴訟（例えば，職務発明やライセンス契約をめぐる紛争等）を取り扱うこととすべきか。

いわゆる「特許裁判所」の審級を，後記（a）のとおり第一審とした場合，ある特定の審判を廃止して（例えば無効審判を廃止して，特許の有効性をめぐる争いについて特許取消訴訟などを創設した上で），特許裁判所で取り扱うとすべきか。また，この審級を，後記（b）のとおり第二審とした場合，ある特定の審判を廃止して創設された訴訟の控訴事件を，特許裁判所で取り扱うとすべきか。

さらに，いわゆる「特許裁判所」を，後記（b）又は（b）のとおり三審制のもとでの第二審又は二審制のもとでの第一審とした場合，現在は東京高裁が第一審の専属管轄となっている審決取消訴訟の行政訴訟も取り扱うとすべきか。

）いわゆる「特許裁判所」の審級はどのようになるか。

いわゆる「特許裁判所」の審級は，

（a）最高裁判所を終審とする三審制とするか，

（b）いわゆる「特許裁判所」を第一審として最高裁判所を終審とする二審制とするか，

さらに，

三審制をとった場合に，いわゆる「特許裁判所」を

（a）第一審とするか，

（b）第二審とするか

という問題がある（いわゆる「特許裁判所」を終審とすることは，最高裁判所を終審とする憲法の明文の規定に抵触するので，ここでは取り上げない。）。

に関しては，知的財産関連訴訟について，いわゆる「特許裁判所」と最

高裁のみの二審制にすることは、事案の早期確定という観点からメリットがあるものの、当事者の審級の利益が害されることになるというデメリットがある。

に関しては、いわゆる「特許裁判所」は、第一審か控訴審か又はこれらの双方かという問題である。いわゆる「特許裁判所」を第一審とすると、第一審レベルでの専門的処理体制の向上には資するが、判断の統一の目的にはやや遠くなり、これを控訴審とし、その数を例えば東京だけに限定すると、事実上判断の統一や判断の予測可能性には資する。

そこで、次の点について検討する必要があると思われる。

知的財産関連訴訟の早期の確定というニーズをどのように考えるべきか（早期確定ができる二審制がよいのか、審級の利益を優先し、慎重な判断ができる三審制がよいのか）。

知的財産関連訴訟の判断の統一のニーズをどのように考えるべきか。

いわゆる「特許裁判所」の利用者の利便をどのように考えるか（第一審のいわゆる「特許裁判所」を相当数設置することは、利用者の利便には資するものの、実際にそのようなニーズがあるのか、実現可能性があるのかという問題があり、また判断の統一からも遠ざかることになる。）。

iii) いわゆる「特許裁判所」をどこの地に置くか。

今回の改正民事訴訟法案では、特許権侵害訴訟の第一審は東京・大阪両地方裁判所の、第二審は東京高等裁判所の専属管轄とされていることに照らすと、東京又は大阪の地に置くことが考えられる。

そこで、次の点について検討する必要があると思われる。

いわゆる「特許裁判所」の利用者の利便をどのように考えるか。

地方裁判所とはその性質が異なるいわゆる「特許裁判所」を設けた場合には、その専属管轄とした事件について地方裁判所への移送を認めることが可能か。

iv) 裁判所や裁判官の専門性や構成はどうするか。

専門的知見を要する事件の処理において、裁判所の専門的処理体制の整備の問題は、かねてから裁判所をはじめとする司法界が取り組んでいるものであり、当検討会の検討事項としての、「専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度の検討」における調査官の権限拡大等の問題及び知的財産関連訴訟における専門委員制度の導入の問題、さらには後述のいわゆる「技術系裁判官」の問題と併せて検討する必要がある。他方で、ここでは、調査官、専門委員及びいわゆる「技術系裁判官」の問題（技術専門家の訴訟手続への関与の在り方の問題）といわゆる「特許裁判所」の問題（裁判所自体の組織の在り方の問題）を論点として区別して分析・考察すること

も必要となるものと考えられる。

いわゆる「技術系裁判官」について

1 現行法・運用

(1) 裁判官の任命資格

下級裁判所の裁判官は、内閣によって、任期を10年として任命される（憲法第80条第1項）。下級裁判所の判事の給源は、判事補、検察官、弁護士等であり、司法試験及び司法修習を経ないで任命されるのは、学校教育法による大学で大学院の附置されている大学等の法律学の教授又は助教授である（裁判所法第42条）。

憲法 第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

裁判所法 第42条（高等裁判所長官及び判事の任命資格）

高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所書記官研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授

2 前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

3 前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

4 三年以上前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

(2) 裁判官の任命資格に関する説明

裁判官のうち，例えば下級裁判所の判事の任命資格は，上記のとおり，10年以上法曹等の法律専門家としての在職経験を有することとされている。その理由については，次のように説明されている。すなわち，裁判所は原則として一切の法律上の争訟を裁判する権限を有し（裁判所法第3条第1項），裁判官はその職権の行使（司法権の行使）に当たっては，その良心に従い独立してこれを行い，憲法及び法律にのみ拘束されるところ（憲法第76条第3項），下級裁判所においても，法律の合憲性を判断する権限を有し，違憲性を有する法律の適用を拒否することができるため，その権限は極めて広汎かつ強大である。特に，高等裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所は，裁判権の分配上，比較的重要な事件を取り扱うべきものとされている一方で，地方裁判所及び家庭裁判所においては事件を一人の裁判官で取り扱うことが原則とされたので，上記の違憲立法審査権の問題も考慮して，下級裁判所の裁判官の中核をなす判事等の任命資格を極めて厳格なものとしたものとされている。

（3）裁判官の身分保障

憲法では，裁判官の権限の行使の独立を保障するために，裁判官の身分を保障し，さらに任期・定年・報酬の規定を置いて，その面でも身分を保障している。

憲法 第78条（裁判官の身分の保障） 裁判官は，裁判により，心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては，公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は，行政機関がこれを行ふことはできない。

同第80条（下級裁判所の裁判官・任期・定年，報酬） 下級裁判所の裁判官は，最高裁判所の指名した者の名簿によつて，内閣でこれを任命する。その裁判官は，任期を十年とし，再任されることができる。但し，法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は，すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は，在任中，これを減額することができない。

裁判所法 第48条（身分の保障） 裁判官は，公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては，その意思に反して，免官，転官，転所，職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

同第49条（懲戒） 裁判官は，職務上の義務に違反し，若しくは職務を怠り，又は品位を辱める行状があつたときは，別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

同第50条（定年） 最高裁判所の裁判官は，年齢七十年，高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は，年齢六十五年，簡易裁判所の裁判官は，年齢七十年に達した時に退官する。

同第51条（報酬） 裁判官の受ける報酬については，別に法律でこれを定める。

(4) 最近の関連する法改正

平成14年の学校教育法の改正(専門職大学院制度の創設)及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(平成14年法律第139号)の制定により、法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院が専門職大学院の一つとして、平成16年4月から設置されることとなった。これにより、大学において理学部、工学部等の理科系学部を卒業した者が、法科大学院における教育及び新司法試験・新司法修習のプロセスにより、高度の専門的な能力を有する法曹として多数養成されることが期待される。その場合には、法律のみならず、多様な分野の技術的な知識とバックグラウンドを有する者が、現行の任命資格のルートを通じて裁判官に任命されることが期待される(後記3(4) 参照)。

2 指摘されている問題点(産業界の意見)

裁判所の組織体制の確立

(問題点の所在) 専門性・透明性の確保が不十分

- ・「技術裁判官」の不存在
- ・調査官の役割が不明確

(解決に向けての提言) 専門性・透明性確保の方策

- ・裁判官の増員、育成(「技術裁判官」の育成)
- ・調査官の役割の明確化、裁判官に対する補佐内容の当事者への開示と反駁機会の確保(日本知的財産協会「知財訴訟の迅速かつ適切な解決に向けての提言」2002年11月18日 知的財産訴訟検討会資料2)

無効審判・訂正審判が併合された審理 審決取消訴訟に於ける審理

最低限2人の専門家が審理に参加すべきである(有効・無効の判断の確実性増大)。このうち1人の専門家は特許庁審判官経験者もしくは審判官からの派遣とすべき。(判断の統一性と正確性の確保)(バイオインダストリー協会知的財産分科会「司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会に対する意見」2002年11月18日 知的財産訴訟検討会資料3)

裁判所の人的基盤の拡充(技術専門員並びに裁判官補助者)

裁判所の合議体の構成員とする技術専門員は、単なる各裁判官の技術的補助者ではなく、技術的知識、経験を要する事案の審理について裁判所の合議体に参加する制度として採用し、事件当事者と意見交換ができる透明公正な制度とする。供給源は、特許庁、研究所、企業、弁理士、弁護士から広く求める。技術専門員の職務は、裁判官と同じものとするが、その技術的見解を当事者に表明する方法、鑑定手続きとの関係になどについては、前述の知的財

産関係専門委員会において十分検討する必要がある（松尾和子弁護士「知的財産戦略会議資料7-2」平成14年4月10日付より）。

3 検討

(1) 検討の方向性

裁判官の専門的知見の具備はどうあるべきか。

いわゆる「技術系裁判官」に求められる役割はどういうものか。その導入の必要性はどういうものか。

いわゆる「技術系裁判官」はどのようなものか、その位置付け、求められる素養及びその給源等についてはどう考えるか。

いわゆる「技術系裁判官」をめぐる問題点はどのようなものか。

(2) 裁判官の専門的知見の具備はどうあるべきか。

知的財産関連訴訟においては、専門家の知見の導入が特に強く求められており、専門家の知見を導入することで適正かつ迅速な裁判を実現する必要があるとされている。

そこで、調査官の役割強化（審理・判断への関与等）のほか、技術的な知識とバックグラウンドのある人材をどのように訴訟手続の中で活用して適正かつ迅速な裁判を実現していくか、その具体的方策の検討が必要である。その活用については、様々な在り方（現行制度として裁判所調査官制度、鑑定及び調査の嘱託等、導入予定の制度として専門委員制度）があると考えられるが、いわゆる「技術系裁判官」についても、その具体的方策の一つとして提唱されているものと考えられる。

どの方策をとるにせよ、この問題については、国民の裁判所において裁判を受ける権利の保障という要請と、専門家の知見を導入することによる適正かつ迅速な裁判の実現の要請の双方の要請を踏まえた上で検討がなされる必要があると思われる。

（注）なお、その検討に当たっては、医療過誤・建築瑕疵等の高度に専門技術的な知識・知見を要する訴訟においても、技術専門家の見解は、それが鑑定人、専門委員等のいずれのものであれ、現行法上は裁判官の法的判断の形成に資する参考意見と位置付けられ、法的判断自体は専ら法律専門家である裁判官が行う形となっていることとの関係をどのように考えるかを検証する必要があるものと思われる。さらに、後記（5）において議論することに加え、上記のような現行制度の今後の活用の可能性や導入予定の制度の評価についての検討も必要になるとと思われる。

(3) いわゆる「技術系裁判官」に求められる役割とその導入の必要性について

いわゆる「技術系裁判官」の導入の提言については、その趣旨は、法律専門家として高度の法的な学識・能力を有する裁判官と、技術専門家として高度の技術的な知識・能力を有するいわゆる「技術系裁判官」が協働して事件の審理及び評議、事案及び争点の分析、判断の形成等を行うことにより、法的にも技術的にも妥当な判断を迅速に出すことができ、適正かつ迅速な知的財産関連訴訟の審理を実現できるという提言として述べられているものと思われる。

(参照) 知財訴訟改革へ 9つの提言 特許訴訟を中心に

(第2回知的財産訴訟検討会・荒井寿光委員提出資料)

提言1. 知財裁判所を創設(技術系判事を大幅登用)

(現状の問題) 技術に疎く、時間がコストとの認識が薄い裁判官の存在や、複雑怪奇な無効審判・侵害訴訟手続きは反・知財立国である。独創的発明がきちんと保護され、分かりやすく、信頼できる紛争解決手続きの整備が不可欠。

1) 現行の知財裁判は信頼欠いている。(中略)

2) 司法判断のバラツキは経済活動の大きな阻害要因である。(中略)

具体的提案

1. 日本はアジアで第4番目の知財裁判所を目指し、1審、2審における知財専門の裁判所を創設する。(無効審判手続きは知財裁判所に吸収)(後略)

(4) いわゆる「技術系裁判官」はどのようなものか、その位置付け、求められる素養及びその給源等に関する検討

いわゆる「技術系裁判官」としてイメージされている制度には、様々なものがあり得ると考えられる。例えば、技術的な知識・能力だけで足りるか、法的な知識・能力も必要か、法的な知識・能力を必要とする場合に、どの程度までの法的な知識・能力で足りるか(司法試験合格レベル程度ないしそれに満たない程度でよいか、法曹資格と同程度の高度かつ広範囲の法的な学識・能力が必要か)が問題となる。

いわゆる「技術系裁判官」とは、理科系の大学を卒業した後に法科大学院を修了して司法試験に合格し、法曹として裁判所法第42条の任命ルートを経て裁判官に任命された者をいうとするイメージ

いわゆる「技術系裁判官」は、大学の理学、工学、医学など理工学の教授又は助教授等から任命するとするイメージ

(参考) 荒井委員の提言

「知財裁判所判事は、前条によるもののほか、左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して五年以上になる者の中からこれを任命することができ

る。

- 一 大学の理学，工学，医学など理工学の教授又は助教授，
- 二 特許庁審査官，特許庁審判官，
- 三 弁理士」

このイメージのいわゆる「技術系裁判官」については，後記と同様の問題のほか，その任命資格として，技術的な知識・能力を有する者に対してどの程度の法的な知識・能力を要求するか，すなわち，技術的な知識・能力だけで足りるか，法的な知識・能力も必要か，法的な知識・能力を必要とする場合にどの程度の法的な知識・能力で足りるか（法科大学院修了又は司法試験合格レベル程度ないしそれに満たない程度でよいか，法曹資格は必要か）等について検討する必要がある。

いわゆる「技術系裁判官」は，「単なる各裁判官の技術的補助者ではなく，技術的知識，経験を要する事案の審理について裁判所の合議体に参加する制度として採用」するというイメージ

（参考）松尾弁護士の提言

松尾和子弁護士「知的財産戦略会議資料 7-2」平成 14 年 4 月 10 日付

このイメージのいわゆる「技術系裁判官」については，上記と同様の問題のほか，その権能として，訴訟手続（審理）にどの程度どのような態様で参加するか，評議にどの程度どのような態様で参加するか等について検討する必要がある。

（５）いわゆる「技術系裁判官」をめぐる問題点はどのようなものか。

ア）いわゆる「技術系裁判官」導入に関して一般的に検討すべき事項

裁判の本質をどう考えるか。特許裁判の本質をどう考えるか。特許裁判の本質は法的判断である（技術的な判断も究極的にはすべて法的判断に包摂され，両者は密接不可分の関係にあって截然と切り分けることは不可能である）とする考え方についてどう考えるか。

また，これに対して，特許裁判の多くは技術的な判断が基礎にあり，法的な判断と技術的な判断を截然と切り分けることは可能であって，後者については必ずしもすべて法律専門家である裁判官の判断による必要はないとする考え方についてどう考えるか。

いわゆる「技術系裁判官」には知的財産関連訴訟における法的問題について判断する役割が求められているとした場合，いわゆる「技術系裁判官」にも法曹資格あるいはそれと同程度の高度かつ広範囲の法的な学識・能力が不可欠であって，法律専門家である裁判官が法科大学院入学前又は任官前後の学習又は職務経験等により技術的な知識・能力を習得して専門的知見を備えている場合

と異なることはないという考え方についてどう考えるか。

法律専門家ではない技術専門家と法律専門家である裁判官の双方が共に法的判断の主体として評議及び判断を行うとした場合，実際には提唱されているように妥当な判断・結論を迅速・円滑に出すことはできないという考え方についてどう考えるか。

知的財産関連訴訟における法的問題の基礎となる技術的な論点について判断する役割が求められているとした場合，現行の調査官制度や今回の民事訴訟法改正によって導入される専門委員制度の活用の状況・効果等を検証した上でいわゆる「技術系裁判官」を導入すべきかどうかを検討する必要があるとの考え方についてどう考えるか。

技術専門家が関与する形態には様々なものがあるが，ユーザーの求めているのは，裁判手続において裁判所の側に技術専門家が適切に参加し，裁判所が妥当な判断・結論を導く上で必要不可欠の正確な技術的知識（専門的知見）を確実に得る仕組みが制度化されることであって，いわゆる「技術系裁判官」自身が法的判断の主体となることまでを求めているものではなく，訴訟手続の中で技術専門家に適切な意見陳述権が確保されればその目的は十分に達成されるとする考え方についてどう考えるか。

医療過誤・建築瑕疵等の高度に専門技術的な知識・知見を要する訴訟においても，技術専門家の見解は，それが鑑定人，専門委員等のいずれのものであれ，現行法上は裁判官の法的判断の形成に資する参考意見と位置付けられ，法的判断自体は専ら法律専門家である裁判官が行う形となっている。この点，仮に法律専門家ではない技術専門家を裁判所の法的判断の主体とした場合，非法律専門家の判断権の行使（司法権の行使）により国民の権利義務が左右されることになるが，いわゆる「技術系裁判官」をこのような形で導入することは，そもそも真にユーザーの利益に適合するのか，「裁判所において裁判を受ける権利」（憲法第32条）及び憲法第76条以下の「司法」の章の定めとの関係で慎重な検討を要するのではないかとする考え方についてどう考えるか。

いわゆる「技術系裁判官」を導入した場合の給源として特許庁の審査官・審判官をあてた場合，審決取消訴訟では特許庁が自ら下した裁判について関与することが，その判断内容の信頼性，裁判所の公平性，一般国民の信頼等の観点から問題があるとする考え方についてどう考えるか。

知的財産関連訴訟において，法的問題の基礎となる技術的な論点についての技術専門家の意見が裁判所の判断の形成に適切かつ実効的に反映されることを制度的に担保する観点から，技術専門家の訴訟手続の各段階への関与の在り方（手続・権限の定め方）をどのように考えるか。

イ) いわゆる「技術系裁判官」には知的財産関連訴訟における法的問題の基礎とな

る技術的な論点について判断する役割が求められているとする考え方についての検討事項

技術は日進月歩であり，その変化に迅速かつ弾力的に対応するためには，技術者を一定期間いわゆる「技術系裁判官」に固定化するのではなく，最新の技術についての十分な知識を持った専門家を適時に個々の事件の裁判に関与させる必要があり，そのためには，比較的短い任期で採用している調査官やあるいは事件ごとに選任する専門委員によるのが最適であるとの考え方についてどう考えるか。

実質的にも最近の科学技術の発達により専門分野が細分化されているため，いわゆる「技術系裁判官」も自己の専門外の分野の技術には対応できないおそれがあるという考え方についてどう考えるか。

いわゆる「技術系裁判官」は技術的論点について判断するとすると，常に法的問題なのか技術的論点なのかを峻別していく必要があるが，実際上は，問題となっている事柄が法的問題なのかその基礎となる技術的な論点なのかが判然としない場合が多く，いわゆる「技術系裁判官」が判断すべき事項なのかどうか自体が新たな争点となり，審理の遅延・混乱を招くという考え方についてどう考えるか。

技術的論点については，当事者の反論の機会を確保するようにすべきであり，一つの証拠（鑑定意見）としてとらえればよいとする考え方についてどう考えるか。

知的財産関連訴訟における法的問題の基礎となる技術的な論点について判断する役割が求められているとした場合，訴訟手続の中で技術的論点について技術専門家の意見陳述権が適切に確保されれば，その目的は十分に達成されるとの考え方についてどう考えるか。